会計検査院事務総長
会計検査院事務総局次長
人事院事務総長
内閣衛星情報センター所長
内閣審議官のうち、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）第一条第四項各号に規定するもの
内閣法制次長
内閣府審議官
地方創生推進事務局長
知的財産戦略推進事務局長
科学技術・イノベーション推進事務局長
公正取引委員会事務総長
警察庁長官
警察庁次長
警視総監
カジノ管理委員会事務局長
金融国際審議官
消費者庁長官
こども家庭庁長官
デジタル審議官
総務審議官
外務審議官（外交領事事務に従事する職員で内閣総理大臣が定めるものを除く。）
財務官
文部科学審議官
厚生労働審議官
医務技監
農林水産審議官
経済産業審議官
技監
国土交通審議官
地球環境審議官
原子力規制庁長官
防衛事務次官
防衛審議官
防衛監察監
防衛装備庁長官
防衛技監

会計検査院事務総長
会計検査院事務総局次長
人事院事務総長
内閣衛星情報センター所長
内閣審議官のうち、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）第一条第四項各号に規定するもの
内閣法制次長
内閣府審議官
地方創生推進事務局長
知的財産戦略推進事務局長
科学技術・イノベーション推進事務局長
公正取引委員会事務総長
警察庁長官
警察庁次長
警視総監
カジノ管理委員会事務局長
金融国際審議官
消費者庁長官
デジタル審議官
総務審議官
外務審議官（外交領事事務に従事する職員で内閣総理大臣が定めるものを除く。）
財務官
文部科学審議官
厚生労働審議官
医務技監
農林水産審議官
経済産業審議官
技監
国土交通審議官
地球環境審議官
原子力規制庁長官
防衛事務次官
防衛審議官
防衛監察監
防衛装備庁長官
防衛技監
国会職員のうち、内閣総理大臣が定めるもの